

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会 会員規程

平成29年3月28日一部改正

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条第3項の規定に基づき、会員に関し必要な事項を定めるものとする。

（会 員）

第2条 本会の趣旨に賛同し、次の各号に掲げる区分により会費を納入した者をいう。

- （1）一般会員
- （2）賛助会員
- （3）特別会員

2 一般会員とは、市民（世帯）をいう。

3 賛助会員とは、会社、事業所等で社会福祉に関心のある法人及び団体をいう。

4 特別会員とは、趣旨に賛同し会費を納入した者をいう。

（会 費）

第3条 会員は会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分による。

- （1）一般会員 一世帯 200円
- （2）賛助会員 10,000円
- （3）特別会員 一口 1,000円

3 前項第1号の規定にかかわらず、大滝区の一般会員の会費は当分の間、一世帯600円とする。

（会費の納入）

第4条 会費は、毎年9月末までに納入する。ただし、特別会員についてはこの限りでない。

（会費の減免）

第5条 会長は、会員に特別の理由があると認められるときは、会費を減免することができる。

(退 会)

第6条 会員は、次の場合に退会したものとする。

(1) 転出、死亡又は事業等が解散したとき。

(2) 退会の申出があったとき。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年5月25日から施行する。

この規程第3条第2項の摘要は昭和63年5月27日からとする。

この規程第3条第2項の摘要は平成3年4月1日からとする。

この規程第3条第2項の摘要は平成4年4月1日からとする。

この規程は、平成14年1月7日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年3月26日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

賛助会員加入のお願い

謹 啓

時下ますますご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

平素は本会の行います地域福祉活動の推進につきまして格別のご支援ご協力を賜り心からお礼申し上げます。

ご承知のように社会福祉ととりまく環境は経済情勢の変化や、急速な高齢化社会の進行に加え核家族化が進むなど国民生活の変動と意識の変化に伴い福祉サービスの充実にについてのニーズは量的・質的に増大し且つ多様化しています。

この様な社会を迎え地域住民を主体とした民間組織である社会福祉協議会はきめ細かな地域福祉・住民福祉のサービスを推し進め日常生活援助を必要とする人の問題解決を図っていかねばなりません。

つまり福祉を求める人々が住みなれた地域で必要とするサービスを受けながら可能な限り在宅の生活を続けることができるよう援助することを目的として事業を展開し福祉社会の建設をめざしているところであります。

このたびこのようなきめ細かな地域福祉活動を推進するため広く市民のみなさまにも参加していただく「社協の会員」加入のお願いをいたしております。

どうか趣旨ご賛同賜りまして「社協の会員」にご加入下されたく切にお願いする次第であります。

今後とも本社に対するご理解を一層深められ変わぬご支援ご鞭撻をお願い申し上げますと共に貴（社）事業が一層ご発展されますようご祈念しご依頼旁々ご挨拶いたします。

敬 具

平成十八年三月三十一日

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

会長 蓮池富男

有限会社 サイエンス 殿

篤志会員加入のお願い

謹 啓

時下ますますご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

日頃は、本会の行います地域福祉活動の推進に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご承知のように社会福祉ととりまく環境は経済情勢の変化や、急速な高齢社会の進行に加え、少子化・核家族化が進むなど国民生活の変動と意識の変化に伴い、福祉サービスの充実に伴うニーズは量的・質的に増大し且つ多様化しています。

このような社会を迎え、地域住民を主体とした民間組織である社会福祉協議会はきめ細かな地域福祉、住民福祉のサービスを推し進め日常生活援助を必要とする人の問題解決を図っていかねばなりません。

つまり、福祉を求める人々が住みなれた地域で必要とするサービスを活用しながら、可能なかぎり在宅の生活を続けることができるよう援助することを目的として事業を展開しているところでもあります。

このたび、この様なきめ細かな地域福祉活動を推進するため広く市民のみならずにも参加していただく「社協の篤志会員（一口二千元）」加入のお願いをいたしております。

どうか趣旨ご賛同賜りまして、ご加入されたく切にお願いする次第であります。

今後とも本会に対するご理解を一層深められ、変わらぬご支援とご鞭撻をお願い申し上げます。

敬 白

平成 年 月 日

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

会長 下田良夫

様

特別会員加入のお願い

謹 啓

時下ますますご清祥のことと存じお慶び申し上げます。

日頃は、本会の行います地域福祉活動の推進に格別のご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

ご承知のように社会福祉をとりまく環境は経済情勢の変化や、急速な高齢社会の進行に加え、少子化・核家族化が進むなど国民生活の変動と意識の変化に伴い、福祉サービスの充実についてのニーズは量的・質的に増大し且つ多様化しています。

このような社会を迎え、地域住民を主体とした民間組織である社会福祉協議会はきめ細かな地域福祉、住民福祉のサービスを推し進め日常生活援助を必要とする人の問題解決を図っていかねばなりません。

つまり、福祉を求める人々が住みなれた地域で必要とするサービスを活用しながら、可能なかぎり在宅の生活を続けることができるよう援助することを目的として事業を展開しているところであります。

このたび、このようなきめ細かな地域福祉活動を推進するため広く市民のみならずにも参加していただく「社協の会員」加入のお願いをいたしております。

どうか趣旨ご賛同賜りまして「社協の会員」にご加入下されたい切にお願いする次第であります。

今後とも本会に対するご理解を一層深められ変わらぬご支援とご鞭撻をお願い申し上げますとともに貴（社）事業が一層ご発展されますようご祈念しご依頼芳々ご挨拶いたします。

敬 白

平成 年 月 日

社会福祉法人伊達市社会福祉協議会

会長 下田良夫

様

賛助会員入会申込書

貴会諸活動の趣旨に賛同し賛助会員として入会します

会費 一〇〇〇 円也

平成 年 月 日

住所

企業・団体名

氏名

電話番号

印

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会

会長 蓮池 富男 殿

篤志会員入会申込書

貴会諸活動の趣旨に賛同し篤志会員として入会します

会費

口

円成

平成 年 月 日

住 所

氏 名

電 話 番 号

印

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会

会 長 下 田 良 夫 殿

特別会員入会申込書

貴会諸活動の趣旨に賛同し特別会員として入会します

会費 五〇〇〇円成

平成 年 月 日

住所

施設・団体名

氏名

電話番号

印

社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会

会長 下田良夫 殿